



2004・12・2

第18号

101-0065 東京都千代田区  
西神田 2-5-7 神田中央ビル 303

TEL 03-3221-5075

FAX 03-3221-5076

## 期待集め 6 会場の講演会に 1 万 6 千人

### 那覇の講演会に 2000 人

12月1日、今年最後になる「九条の会」の講演会が那覇市で開かれました。遠く与那国島、宮古島、八重山などから船や飛行機で参加した人もいて、急きょ用意した第二会場も含めて超満員となり、2000人の参加となりました。

最初に県内の高校生、大学生約40人が憲法の前文と第九条を群読し、つづいて、奥平康弘、小田実、大江健三郎の3氏が講演しました。会場は一言も聞き逃すまいとシーンと静まりかえり、緊張した空気となりました。そして、最後に3氏がそろって壇上に並び一言ずつあいさつをすると割れるようなような拍手がおこりました。

この日の講演会のもようは、地元『沖縄タイムス』が一面トップ、『琉球新報』も3氏の講演要旨を大きく報道しました。

### 「会」結成を網の目のように

【北海道】 広大に広がる北海道では、行政区だけではなく、学区や階層ごとの「会」づくりがすすんでいます。これまで掌握できた結成状況はつぎのとおりです。

札幌市では、南区9条の会のほか、中央

区で創成地域9条の会、西区で山の手9条の会、北区で拓北9条の会、新光の会、東区で元町南9条の会、厚別区では厚別東9条の会、かりぶあつべつ9条の会など行政区より狭い地域での「会」づくりがおこなわれています。

函館市では、登山家たちの函館山九条の会、年金者たちのシルバー九条の会、などユニークな「会」のほか、人見地域九条の会があります。室蘭市では鉄の町にふさわしく鉄鋼九条の会がつけられました。また追分町では、追分高校9条の会が発足しています。

このほか、小樽、余市、名寄、士別、比布などで9条の会が誕生し、旭川でも1月に発足が予定されるなど、「会」の結成は全道に広がりつつあります。

【長野県】 長野県では5月、「九条の会」に先立って「憲法9条を守る県民過半数の署名をすすめる会」が結成され、「九条の会」アピールに賛同しつつ、行政区単位、学区単位のさまざまな名称をもつ「会」結成がめざされています。

これまで長野市とその周辺では、稲田、若槻、三輪、朝陽、小田切、信濃町で「会」

が結成され、川中島、篠ノ井、安茂里、松代、芹田、豊野町で結成の準備中です。

松本市では、「南部九条の会」「憲法九条島内の会」が結成され、大北、松本北部で準備中であることを受け、これらをつなぐ「憲法9条を守り広げる松本地区連絡会」が結成されました。

このほか、茅野市、伊奈市、穂高町で結成され、多くの地域で県の組織がよびかけた署名や学習運動に取り組みつつ、「会」の結成が準備されています。

**【静岡・浜松市】** 静岡県浜松市では、『九条の会』アピールに賛同し、「一緒に日本国憲法を守りましょう！」のよびかけにもとづいて、12月7日に「浜松・憲法9条の会」が発足します。よびかけているのは大学教授や弁護士、詩人、児童文学者、声楽家、牧師、住職から赤十字血液センター所長から農業従事者など、同市で活躍する多彩な顔ぶれ。

これに先立って、11月13日には同市の曳馬中学校区で、27人が参加し「憲法九条を守る曳馬中学校区の会」が発足しました。もと高校教員や保育園長らがよびかけたもので、参加者は「憲法9条をいっそう理解できるための会合に出席したい」、「ご近所や友人に賛同の署名をすすめられる」などと語っています。

このほか同市では、浜松教職退職者「九条の会」の発足も準備されています。

### 戦中生まれの女たちの「会」

11月27日、「戦中生まれの女たちの『九条の会』」が千葉県八千代市で開かれました。ロコミやビラを見て東京、埼玉からかけつけてくれた人もいて19人が参加。「九条の

### 《ミニ情報》

### 国民投票に関する与党合意

【報告】国会法を改正し、衆参の憲法調査会に国民投票法案の審査・起草の権限を与える▼国会法改正案、国民投票法案とも次期通常国会に提出し、国会法改正案は4月中に成立をはかり、国民投票法案は憲法調査会が最終報告書を提出した後審議に入る▼憲法改正案の原案審査権限は、憲法調査会に与えることを念頭に検討する。

【憲法改正国民投票法案骨子】国民投票は憲法改正の発議から30日以後90日以内に行う▼衆院選、参院選の有権者は国民投票の投票権を有する▼投票用紙の様式、投票の方法、投票の効力等は発議の際に別に法律で定める▼市町村選管は、投票当日、適当な箇所に憲法改正案を掲示する▼公務員や教育者は、その地位を利用して国民投票運動をすることができない。外国人は国民投票運動ができない。何人も投票結果を予想する投票の経過、または結果を公表してはならない。新聞・雑誌等は虚偽記載、事実をゆがめる記載をしてはならない。(12月1日、「読売」「産経」)

会」のビデオを観る会になりましたが、「いつも声をあげていることが大事」との感想も出されました。

全くの一市民として動いてみましたが、「憲法9条」という文字を見て上部の指示を仰いでビラ掲示を断った特定郵便局長、ビデオの「著作権」を理由に会場使用に難色を示した公民館など開催までにいろいろ経験しました。今後さらに会員を増やし、9条と24条を結びつけた講演会や学習会を企画していこうと思います。(世話人・N)